

指定計画相談支援、指定障害児相談支援における「専従」「兼務」「常勤」「非常勤」について
(市川市内に事業所を置く指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者の皆様へ)
 (令和 5 年 12 月 市川市障がい者支援課作成)

1 この資料で用いる略語

<報酬関係（計画相談支援）>

略語	名称
報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83ab2683&dataType=0&pageNo=1
別告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号） https://www.mhlw.go.jp/content/000762420.pdf （387 ページから 395 ページまでを参照）
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発 1031001 号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） https://www.mhlw.go.jp/content/000789561.pdf （指定計画相談支援に関しては 325 ページ以降を参照）

<報酬関係（障害児相談支援）>

略語	名称
児報酬告示	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2684&dataType=0&pageNo=1
児別告示	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 181 号） https://www.mhlw.go.jp/content/000762420.pdf （396 ページから 404 ページまでを参照）
児留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

	https://www.mhlw.go.jp/content/000789571.pdf (指定障害児相談支援に関しは 117 ページ以降を参照)
--	--

<事業運営関係（計画相談支援）>

略語	名称
基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83ab2665&dataType=0&pageNo=1
基準通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） https://www.mhlw.go.jp/content/000789568.pdf

<事業運営関係（障害児相談支援）>

略語	名称
児基準省令	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2666&dataType=0&pageNo=1
児基準通知	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） https://www.mhlw.go.jp/content/000789574.pdf

2 指定計画相談支援、指定障害児相談支援における「専従」、「兼務」について

指定計画（障害児）相談支援において、「専従」とは、「**当該事業所において専らその職務に従事すること**」をいい、「兼務」とは、**それ以外のこと**をいいます。

兼務は、相談支援専門員については**指定計画（障害児）相談支援の業務に支障がない場合**に、管理者については**指定特定（障害児）相談支援事業所の管理上支障がない場合**に可能とされているものですので、支障がないかどうかをよくご確認の上、「従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表」の作成をお願いします。

（従たる事業所を設置する場合には特例があります。後述参照。）

なお、業務に支障がない場合の例としては、基準通知（児基準通知）に次の記載があります。

第二 指定計画（障害児）相談支援に関する基準

1 人員に関する基準

(1) 従業者（基準第 3 条）

指定特定（障害児）相談支援事業者は、事業所ごとに必ず 1 人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。

指定特定（障害児）相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。

ただし、指定計画（障害児）相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定特定（障害児）相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。

これは、例えば、指定計画（障害児）相談支援のサービス提供時間帯において、指定計画（障害児）相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定（障害児）相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。**なお、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務（指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務）と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。**（以下略）

(2) 管理者（基準第 4 条）

指定特定（障害児）相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定（障害児）相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。**また、指定障害児相談支援事業所の業務（指定特定相談支援事業所の業務）と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。**

なお、管理者は、指定計画（障害児）相談支援の従業者である必要はないものである。

また、継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）に関しては、基準通知（児基準通知）に次の記載があります。

第二 指定計画（障害児）相談支援に関する基準

1 人員に関する基準

(1) 従業者（基準第 3 条）

（略）

また、相談支援専門員が担当する利用者（障害児等）が利用する指定障害福祉サービス事業所（指定自立生活援助事業所を除く。）、指定障害者支援施設等又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）（指定障害児通所支援事業所、基準該当障害児通所支援事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。））の業務と兼務する場合には、指定障害福祉サービス事業所等（指定障害児通所支援事業所等）との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等（指定障害児通所支援事業所等）と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者（当該障害児等）が利用する指定障害福祉サービス事業所等（指定障害児通所支援事業所等）の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）を実施することを基本とする。

（支給決定（通所給付決定）の更新又は支給決定（通所給付決定）の変更に係るサービス利用支援（障害児支援利用援助）について同じ。）

- ① 身近な地域に指定特定（障害児）相談支援事業者がない場合
- ② 支給決定（通所給付決定）又は支給決定（通所給付決定）の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等（当該通所給付決定等）からおおむね 3 か月以内の場合（サービス利用支援（障害児支援利用援助）とその直後の継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）は一体的な業務であること、また、指定特定（障害児）相談支援事業者の変更に当たっては利用者（障害児の保護者）が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

<根拠>（相談支援専門員について）

- 基準省令第 3 条第 1 項（児基準省令第 3 条第 1 項）

指定特定（障害児）相談支援事業者は、**当該指定に係る特定（障害児）相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する**相談支援専門員を置かなければならない。ただし、指定計画（障害児）相談支援の業務に**支障がない場合は**、当該指定特定（障害児）相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

<根拠>（管理者について）

- 基準省令第 4 条第 1 項（児基準省令第 4 条第 1 項）

指定特定（障害児）相談支援事業者は、**指定特定（障害児）相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する**管理者を置かなければならない。ただし、指定特定（障害児）相談支援事業所の管理上**支障がない場合は**、当該指定特定（障害児）相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

3 例（専従・兼務の別）

(例 1) ある職員が、ある指定特定相談支援事業所だけに所属し、当該事業所において相談支援専門員の職務にのみ従事している場合

「当該事業所において専らその職務に従事」している状態のため、この職員は「専従」となります。

(例 2) ある職員が、ある指定特定相談支援事業所に相談支援専門員として所属しているが、障害福祉サービス事業所の従業者の職務や、地域活動支援センターの職務を兼ねている場合

この職員は「兼務」となります。相談支援専門員の他の職務への兼務は、指定計画相談支援の業務に支障がない場合に認められるものですので、支障がないかどうかよくご確認ください。

(例 3) ある職員が、ある指定特定相談支援事業所だけに所属し、当該事業所において相談支援専門員の職務と管理者の職務の両方に従事している場合

この職員は「兼務」となります（相談支援専門員と管理者の兼務）。相談支援専門員については指定計画相談支援の業務に支障がない場合に、管理者については事業所の管理上支障がない場合に、それぞれ他の職務への兼務が認められますので、支障がないかどうかよくご確認ください。

(例 4) 同一事務室に指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所が設置されており、ある職員が、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の職務と当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の職務の両方に従事している場合

この職員は「兼務」となります（相談支援専門員の職務にしか従事していないが 2 つの事業所を兼務している）。

なお、この兼務は、業務に支障がないものとして、基準通知（児基準通知）で認められています（基準通知（児基準通知）第二の 1 の(1)）。

(例 5) 同一事務室に指定特定相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所が設置されており、ある職員が、当該指定特定相談支援事業所の管理者の職務と当該指定障害児相談支援事業所の管理者の職務の両方に従事している場合

この職員は「兼務」となります（管理者の職務にしか従事していないが 2 つの事業所を兼務している）。

なお、この兼務は、業務に支障がないものとして、基準通知（児基準通知）で認められています（基準通知（児基準通知）第二の 1 の(2)）。

4 従たる事業所を設置する場合における特例

従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち**それぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければなりません。**

従たる事業所を設置する場合については、当該「それぞれ一人」の相談支援専門員に兼務を可とする規定がありません(当該「それぞれ一人」の相談支援専門員は専従でなければなりません)ので、ご注意ください。

なお、従たる事業所を設置する場合の管理者については、特段の規定がありませんので、兼務が可能です。

<根拠>

○基準省令（児基準省令）

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第4条の2 指定特定（障害児）相談支援事業者は、指定特定（障害児）相談支援事業所における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。

○基準通知（児基準通知）

第二 指定計画（障害児）相談支援に関する基準

1 人員に関する基準

(3) 従たる事業所を設置する場合における特例（基準第4条の2）

指定特定相談支援事業所の指定は、原則として指定計画（障害児）相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の①及び②の要件を満たす場合には、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。

① 人員及び設備に関する要件

- ア 「従たる事業所」において専従の従業者が一人以上確保されていること。
- イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。
- ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

② 運営に関する要件

- ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員

を派遣できるような体制)にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

5 指定計画相談支援、指定障害児相談支援における「常勤」、「非常勤」について

「常勤」とは、事業所における勤務時間が、「**当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数**」に達していることをいいます。

なお、当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものとされています。

ただし、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」が**週 32 時間を下回る場合は**、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」は「**週 32 時間**」と考えます。

常勤でない者は「非常勤」となります。

※ 基準省令（児基準省令）や基準通知（児基準通知）には、従業者や管理者の専従要件は規定されていますが、常勤要件は規定されていません。従業者や管理者の常勤要件は、報酬告示（児報酬告示）や別告示（児別告示）に規定されています。

<例>報酬告示

別表

4 主任相談支援専門員配置加算

注 専ら指定計画相談支援の提供に当たる**常勤**の相談支援専門員を 1 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

<例>別告示

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号。以下「算定告示」という。）別表の 1 の注 1 及び注 2 のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 機能強化型サービス利用支援費(I)及び機能強化型継続サービス利用支援費(I)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(2) (1)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(二) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる**常勤**の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

<根拠>

○厚生労働省の「相談支援に関する Q&A（令和 3 年 4 月 8 日）」

問 63 機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定要件にある常勤の相談支援専門員の考え方如何。

(答)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001) 第二の 2 の(3)の規定に準じた取扱いとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第二 総論

2 用語の定義（基準第 2 条）

(3) 「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、**当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数**（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は **32 時間**を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援 B 型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援 B 型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

※ 「専従・兼務の別」と「常勤・非常勤の別」は、別のものです。混同しがちですが、区別して考えるようにしてください。

6 例（常勤・非常勤の別）

(例 1)「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週 35 時間の
場合

当該事業所における勤務時間が週 35 時間の職員は「常勤」、それ未満の職員は「非常勤」となります。

(例 2)「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週 30 時間の
場合

法人としては、当該事業所における勤務時間が週 30 時間の職員は常勤、それ未満の職員は非常勤と扱うかと思いますが、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週 32 時間を下回っているため、報酬算定上は、どちらの職員も「非常勤」と扱います。

(例 3) ある指定特定相談支援事業所において定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週 35 時間（一日 7 時間×週 5 日勤務）で、ある職員が、当該事業所において、一日のうち 3 時間は管理者として、残り 4 時間は相談支援専門員として週 5 日勤務する場合

当該職員の勤務時間数が週 35 時間に達しているため、当該職員は「常勤」となります。

（ちなみに、当該職員は「兼務」となります。ただし、この兼務は、相談支援専門員については指定計画相談支援の業務に支障がないこと、管理者については指定特定相談支援事業所の管理上支障がないことが前提で行うことができるものです。）

(例 4)「指定特定相談支援事業所 A において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週 35 時間（一日 7 時間×週 5 日勤務）で、ある職員が、毎週月曜日と火曜日は A で、毎週水曜日から金曜日までは指定障害福祉サービス事業所 B でそれぞれ一日 7 時間、週 5 日勤務する場合

B が A に併設されており、かつ、B の職務が A の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであるならば、A と B の勤務時間の合計が週 35 時間に達していることから、当該職員は A において常勤となります。

（ちなみに、当該職員は「兼務」となります。ただし、この兼務は、相談支援専門員については指定計画相談支援の業務に支障がないこと、管理者については指定特定相談支援事業所の管理上支障がないことが前提で行うことができるものです。）

7 常勤換算方法について

「常勤換算方法」という用語は、報酬告示や基準省令では用いられていませんが、次の省令で用いられています。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>十七 (略)</p>

常勤換算方法による計算は、主に、生活介護や就労移行支援などの障害福祉サービスに係る介護給付費や訓練等給付費の算定の上で行うことになっているものです。

また、計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）のピアサポート体制加算の算定上でも、常勤換算方法による計算は行われます。

指定計画相談支援や指定障害児相談支援においては、指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所に配置されている従業者（相談支援専門員など）や管理者の実態を把握するために、常勤換算方法により計算した数値を「従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記入していただいています。

計算に当たっては、次の通知を参考にしてください。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

<p>第二 総論</p> <p>2 用語の定義（基準第 2 条）</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（一週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項に規定する措置（以下「母性健康管理措</p>
--

置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第二十三条第一項、同条第三項又は同法第二十四条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、三〇時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、一として取り扱うことを可能とする。

(2) 「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

(9ページ参照)